託児サービスの概要

〇託児サービス施設について

訓練No.（識別コード）	（26R0113）5-08-27-250-11-0270
訓練科名	ネットショップ・Ｗｅｂサイト運営科（６か月）【託児付】 （託児定員３人）
訓練実施施設名	職業訓練のアップ　なんば校
託児サービス実施施設名	（Ａ）ＪＡＰＡＮ保育園 （Ｂ）ふりー保育園　四ツ橋園

〇託児サービスの利用の条件等について

（１）託児サービスの 利用条件 （①から③のすべてを 満たす方が 対象となります。）	①当該乳幼児の保護者であって、職業訓練を受講することにより、 当該乳幼児を保育することができない方。	
	②同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができない方。	
	③受講申込時に、託児サービス利用申込書を提出された方で、 託児の必要性を大阪府が認めた方。	
（２）託児サービスの 対象・費用等	①保育時間	９：００～１７：００
	②対象年齢	令和５年４月２日生まれから 令和７年４月１日生まれまでの児童
	③託児保護者 負担額	ミルク・おむつ代等自己負担が必要なものは、ご持参ください。
	④備考	食事やおやつに関するアレルギー については別途対応・要相談

【その他】
- 託児サービスは、希望多数または乳幼児の健康状態等で託児サービス実施施設が対応できない場合に利用できないことがあります。
- 託児サービスは、訓練期間を通してのサービスであり、既に託児サービスを受けられている方や臨時的な利用はできません。
- 利用する託児施設の選定は、訓練実施施設が行います。
- 託児サービスの利用を希望しない方も、訓練の受講は可能です。
- 託児サービスの利用には、「子どものための教育保育給付支給認定書」が必要です。
 職業訓練を申し込む前にご用意ください。　※自治体によって名称は異なります。
- 上記の託児サービス実施施設に空きがない場合は、他の施設となる場合があります。
- 入園前の指定された日までに、託児サービス施設にて事前説明をお受けいただいたあと、入園手続きをしていただきます。
- 入園申込書を提出する際に、母子手帳と現住所を確認できる身分証をご提示ください。
- 託児サービスの利用には、医療機関で検診を受けて託児サービスが利用可能であることの証明を、指定の様式で提出することが必要です。
- 託児サービスの利用にあたり、選考試験終了後から入校式までの期間に、合否結果を問わず、託児サービス実施施設において「慣らし保育」を実施する場合があります。
 その場合における費用は自己負担となります。
 「慣らし保育」を入校前に実施できない場合は、入校後に実施する場合があります。
 予めご了承のうえお申込みください。詳細は訓練実施施設へお尋ねください。
- 詳細については、事前説明を行います。ご不明な点については訓練実施施設までお問合せください。

【託児サービス実施施設名】

（Ａ）ＪＡＰＡＮ保育園

（Ｂ）ふりー保育園　四ツ橋園

【所在地】

（Ａ）〒５５６－００２２　大阪市浪速区桜川２－４－６　青風ハイツ１階

（Ｂ）〒５５０－００１４　大阪市西区北堀江１－１－７　四ツ橋日生ビル１０１号室

【電話番号】

（Ａ）０６－４９８１－３５１４

（Ｂ）０６－６５３７－９３３３

【最寄り駅】

（Ａ）Osaka Metro千日前線　桜川駅　３番出口徒歩４分（２２０ｍ）
阪神なんば線桜川駅　４番出口徒歩４分（２５０ｍ）

（Ｂ）Osaka Metro四つ橋線　四ツ橋駅　３番出口徒歩１分（２０ｍ）

【最寄り駅からの地図】

